

随意契約理由書

件名	西クリーンセンター2号炉脱硝入口排ガス分析計修繕
契約の相手方	株式会社 堀場テクノサービス
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
随意契約の理由	
<p>西クリーンセンターの脱硝入口排ガス分析計は、特殊な機構を持つ精密機器であり、公害防止設備の重要な機器である。</p> <p>この排ガス分析計は全て(株)堀場製作所が独自に設計、製作したものであり、点検整備や故障などの対応は、メーカー独自の専門的な知識に基づく技術力を持ち、構造、性能、機能などを熟知していなければならない。</p> <p>上記業者は、メーカー独自の専門的な知識に基づく技術力を持ち、構造、性能、機能などを熟知している(株)堀場製作所製装置のメンテナンス業務を移管された業者である。</p> <p>したがって、本点検整備は、上記業者でなければ施行できない。</p>	
担当部署 (問合せ先)	環境局西クリーンセンター (電話番号078-974-2005)